

防衛北海道

Bouei Hokkaido
October 2013
Hokkaido
Defense Bureau
Ministry of Defense



Vol.30



Photo: (上) 共同訓練終了後における日米訓練指揮官との記念品交換
(下) 今回の共同訓練に使用された航空自衛隊F-15 (左)、米空軍F-16 (右)

編集・発行 **防衛省北海道防衛局 広報誌等編集委員会**

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

Tel.011-272-7579

<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>



矢臼別演習場における米海兵隊実弾射撃移転訓練の実施

<お詫び>

今回の訓練では、155ミリりゅう弾1発が、演習場内の弾着地を外れ、演習場外の国有地に着弾するという事故が発生し、周辺の住民の方々及び地元自治体の方々に大変な御不安、御心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

道東の陸上自衛隊矢臼別演習場で、沖縄の米海兵隊による実弾射撃移転訓練が、6月10日から6月21日まで、実施されました。

この訓練は、沖縄県の負担軽減のために本土の5演習場において分散・実施しているものであり、矢臼別演習場での訓練は、昨年を引き続き13回目となりました。

今回の訓練の部隊規模は、人員約430名、車両約100両、155ミリりゅう弾砲12門で訓練が行われました。



この訓練の実施に当たり北海道防衛局は、演習場内に現地対策本部を設置（企画部長を本部長として、防衛局職員（約30名）で構成）し、陸上自衛隊北部方面隊等の協力を得て、

- ・米海兵隊や地元自治体、関係機関等との連絡・調整
- ・訓練公開等の広報
- ・演習場各ゲートの警備
- ・米海兵隊員及び装備品の輸送や訓練実施に伴う調達などの支援を行いました。

訓練の開始に先立ち、6月7日、訓練指揮官の第12海兵連隊第3大隊長ブラウン中佐が、地元の別海町、厚岸町、浜中町及び標茶町（以下「関係自治体」という。）の各町長を表敬訪問しました。

射撃訓練中の6月11日には、地元自治体関係者及び報道関係者に対し、訓練内容等を理解していただくため、訓練の様態を公開しましたが、同日9時40分頃に発射された155ミリりゅう弾1発が演習場内の弾着地を外れ、演習場から約500メートル離れた国有地に着弾するという事故が発生しました。

これを受け、北海道防衛局長、米海兵隊大隊長等は、13日に北海道及び関係自治体を訪問し、事故の謝罪を行うとともに事故原因及び再発防止策について説明し、翌14日には追加的な再発防止策及び15日から実弾射撃訓練を再開する意向であることを説明しました。

これに対し、15日に北海道及び関係自治体から当局に対し、実弾射撃訓練再開への抗議とともに、再発防止策が確実に履行されるよう万全の措置を求める要請がありました。

また、19日には北海道知事及び関係自治体の各町長から防衛大臣に対し、①安全確保に係る万全の措置、②実弾射撃訓練再開に係る国の見解、③再発防止策の実効性に係る検証について緊急要請がありました。

米海兵隊は、再発防止策を講じた上で15日から射撃訓練を再開しましたが、以降は事故もなく21日に訓練が終了したところです。

米海兵隊は、海兵隊員の安全意識の更なる醸成のため演習場外の着弾地付近を含む演習場の地域状況等を把握し、27日沖縄へ帰隊しました。

北海道知事及び関係自治体の各町長から防衛大臣に対する6月19日の緊急要請については、7月25日に北海道防衛局長から北海道及び関係自治体に対し、①米軍に対し再発防止策及び安全管理に万全を期すよう要請するなどしていること、②米軍が再発防止策を講じ安全管理を徹底した上で訓練が実施されたものと認識していること、③再発防止策の実施状況について実地確認や累次の日米間の調整会議において確認していることなどを回答し、情報提供のあり方などの課題については、今後も継続して協議していくこととした上で、一定の御理解を得られたところです。



北海道防衛局としましては、本実弾射撃訓練の実施に当たり、地元の御理解と御協力を得ることは重要と考えており、引き続き米軍に対し射撃訓練時の安全管理等に万全を期すよう申し入れをするなど地元の皆様の御不安、御心配が解消されるよう今後も努めてまいります。

米軍再編に係る千歳基地への航空機訓練移転

米軍再編に係る自衛隊千歳基地への航空機訓練移転（共同訓練）が、平成25年7月8日から12日までの5日間実施されました。

この米軍再編に係る航空機の訓練移転は、日米間の相互運用性の向上を図るとともに、嘉手納、三沢及び岩国の各米軍飛行場における訓練活動に伴う地元の負担（騒音など）を軽減することを目的として実施するものです。

千歳基地における今回の訓練は、平成25年度の国内における2回目の米軍再編に係る訓練移転となり、また、千歳基地で通算6回目の訓練となりました。

今回の航空機訓練移転は、6機の米軍機が参加するタイプII訓練で、千歳基地では初めてとなる三沢飛行場からの訓練移転でした。

訓練には、三沢飛行場から飛来した米空軍第35戦闘航空団のF-16戦闘機6機と、航空自衛隊第2航空団（千歳基地）のF-15戦闘機8機が参加し、北海道西方空域及び三沢東方空域を使用して、5日間で8回の訓練を実施しました。



三沢飛行場から飛来したF-16



現地説明会

航空機訓練移転の実施に先立ち、7月8日に、訓練への理解を深めていただくため、千歳市をはじめとする地元自治体関係者及び報道関係者に対し、米側からはインタビュー及びブリーフィングを実施し、日本側からは訓練移転についての現地説明会を実施しました。

また、7月12日には、報道関係者に日米の訓練指揮官による記者会見を実施しました。



日米訓練指揮官による記者会見

この訓練移転の実施に当たり北海道防衛局は、千歳基地内に現地連絡本部を設置（企画部長を本部長として、防衛局職員（約30名）で構成）し、

- ・米空軍や地元自治体、関係機関等との連絡・調整
- ・現地説明会等の広報
- ・訓練実施に伴う調達

などの支援を行いました。

また、千歳基地周辺では、従前から5箇所にて常時測定機を設置し航空機騒音を測定していますが、訓練実施期間中は、更に千歳市内に5箇所、苫小牧市内に3箇所の臨時的測定点を設け、測定を実施したところです。

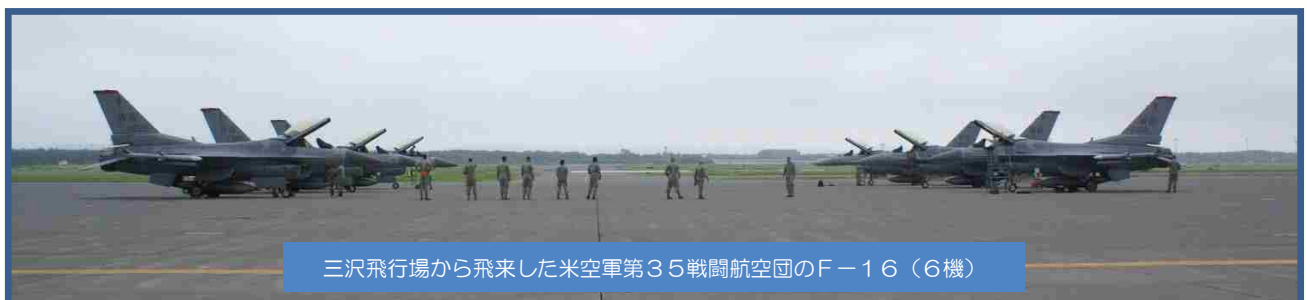
この測定の結果によると、今回の訓練移転において発生した騒音値は、過去5回の訓練における最大の騒音測定値と比べて、特に大きな測定値はなく、通常、千歳基地で行われている訓練時の騒音状況と大差のないものでした。

訓練は、事件・事故なく終了し、米空軍は7月13日、三沢飛行場に帰還しました。



騒音測定
(上空の戦闘機と
地上の測定装置)

北海道防衛局としては、引き続き、周辺住民の方々に御不安や御心配をおかけしないよう、万全の体制で対応していきます。



三沢飛行場から飛来した米空軍第35戦闘航空団のF-16（6機）

農林漁業用施設に係る施策の

防衛省では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条の規定に基づき行う農林漁業用施設の助成について、これまでのような施設整備事業の助成だけではなく、市場、流通、販路においてもケアを行い、事業経営の安定に寄与するとともに、地域活性化に貢献するためのマネジメント能力を習得することを目的として、平成23年度から「農林漁業用施設に係る施策の効果向上等に係る勉強会」を開催しています。

北海道防衛局において、7月17日から19日の間、第5回目となる勉強会が開催され、大学教授による講演や富良野市などの農業施設等の視察が行われました。

これまでの勉強会は防衛本省（東京都新宿区市谷）に各地方防衛局担当者が集まり意見交換などが行われていましたが、今回は防衛本省と北海道防衛局の共催により初めて地方防衛局での開催となり、防衛本省及び各地方防衛局の担当者、総勢36名が参加しました。



防衛省地方協力局前田次長の挨拶



講演中の帯広畜産大学梅津教授

勉強会初日は、防衛省地方協力局前田次長の挨拶に続いて、バイオガスプラントの権威である帯広畜産大学の梅津教授に「北海道の畜産業の現状と畜産廃棄物の再資源化・バイオガスプラントについて」と題して、講演をしていただきました。

講演では、再生可能（新）エネルギーの一つとして注目されているバイオマスについて、太陽エネルギーによる光合成によって作り出されるバイオマスエネルギーの種類やその利用方法などが詳しく解説され、その具体例として、北海道には全国の乳牛の約半数が飼育され、その乳牛から排出されるふん尿を利用した鹿追町のバイオガスプラント「鹿追町環境保全センター」の特徴や稼働状況などの紹介がありました。

今後の課題として、①建設費のコストダウン、②国産技術の確立、③プラント運営管理に必要な技術を習得するための人材育成が欠かせないことや、「バイオマスは枯渇しない資源であり、家畜ふん尿や生ごみなどは衛生的で土壌改良効果に優れた良質な肥料に生まれ変わる。」などの説明がありました。

講演後には参加者から、バイオガスプラントのランニングコストや将来性など多くの質問があり、その質問に対しても懇切丁寧に説明していただき、再生可能（新）エネルギーの知識を得る大変有意義な講演となりました。

その後、北海道防衛局蓑浦次長（当時）が北海道防衛局の取組みとして、今後、富良野市で整備を予定している玉ねぎのCA貯蔵施設（空気調節貯蔵庫）について、プレゼンテーションを行いました。

CA貯蔵施設は、空気の組成を調整し窒素の割合を高めることで玉ねぎの呼吸量を抑制し、根や芽の成長を抑止することから、長期貯蔵が可能となるため出荷調整も容易



プレゼン中の北海道防衛局蓑浦次長（当時）

効果向上等に係る勉強会開催

となり、玉ねぎの供給能力の強化につながるが、その反面、電気代等維持費がかかること、また、今後、TPPにより国内の農産物の生産体系や流通構造に大きな影響を与える可能性があることから、今後の情勢を見極める必要がある旨説明しました。



玉葱貯蔵施設（富良野市）



ポテトハーベスタ（上富良野町）

2日目は、北海道の農業の現状を把握するため、富良野市にある玉葱貯蔵施設や中富良野町の米・麦の貯蔵庫であるントリーエレベーター、上富良野町の農家で使用されている自走式ポテトハーベスタなどの大型農業機械を視察しました。このうち、中富良野町と上富良野町の施設は当省の補助事業により整備したものであり、現地担当者の詳細な説明により、当該施設が農業振興や地域活性化に寄与していることを再認識することができました。



ントリーエレベーター（中富良野町）



「そなえーる」での意見交換（千歳市）

3日目は、千歳市に移動し、当省補助事業で整備した千歳市防災学習交流センター「そなえーる」において各地方防衛局の取組報告や意見交換を行い、その後センター内の震度1から7までの揺れを体験できる地震体験コーナーやコンセントからの発火現象を学習する予防実験コーナーなどを見学し、勉強会を無事終了しました。

なお、3日間の勉強会を終え、参加者からは、「北海道の農業の現状をつぶさに見て、大変勉強になった。」「今後も、現地研修を開催して欲しい。」などの意見がありました。

学会等で多忙の中、講演をいただいた帯広畜産大学の梅津教授、そして、繁忙期にも関わらず現地で熱心に対応していただいた各地方自治体及び農業協同組合の担当者の皆様に深く感謝申し上げます。

この勉強会は、今後も継続して実施することで、各地方防衛局担当者の知見を深めるとともに、マネジメント能力の向上を図り、補助事業を通じて防衛施設周辺の農林漁業を含め、地域の活性化に貢献していきたいと考えています。



陸上自衛隊 北部方面總監部 ～ 地域の特性に合わせた防災訓練 ～

「天塩町防災訓練に参加」

北部方面隊（総監 岩田陸将（当時））は、7月11日、天塩港周辺で、天塩町が実施した防災訓練に参加しました。

この防災訓練は、大規模震災に伴う津波により孤立地域が発生したという想定で、海上自衛隊輸送艦「おおすみ」へのLCAC（エア・クッション型揚陸艇、通称：エルキャック）を使用した人員及び消防車両の搭載並びにLCACを使用した揚陸（上陸）を実施しました。

この実動による防災訓練を通じて、天塩町との平素からの連携強化の大切さを再認識するとともに、天塩町、海上自衛隊及び陸上自衛隊の3機関が連携した災害対処能力の向上及び海上自衛隊との統合作戦能力の向上を図ることができました。

また、天塩町職員等の方に、普段、目にすることが少ない、輸送艦「おおすみ」やLCACの能力についての理解を深めていただき、併せて緊急時の支援要請や避難計画作成等、判断の目安



海上自衛隊 函館基地隊 ～大湊音楽隊演奏会～

函館基地隊は、8月2日、函館市芸術ホールで海上自衛隊大湊地方隊創設60周年記念行事として大湊音楽隊による演奏会を実施しました。

当日、函館市は港まつりを実施中であり、市民行事に花を添えることとなりました。

当日500名を超える来場があり、音楽隊の素晴らしい演奏はもとより、ゲストに函館市出身の女性シンガー「暁月めぐみ」さんを招いた他、函館出身隊員が地元の踊り「イカ踊り」を会場で披露し来場者を楽しませていました。

演奏を行った大湊音楽隊は昭和31年に10名の隊員で発足し、昭和51年に大湊地方總監の直轄部隊として新編されました。

大湊音楽隊は、青森県むつ市を拠点に、大湊地方隊の管轄区域である北海道全域と青森、秋田、岩手の東北3県で幅広い演奏活動を行っています。今上天皇即位の礼、皇太子殿下御成婚パレード、オリンピック等の国際的国家行事にも数多く参加しているほか、海上自衛隊が実施している練習艦隊の遠洋練習航海には、毎年隊員を派出しており、今までの訪問国は約70か国を数え、国際親善にも貢献しています。

函館基地隊は、このような行事を積極的に実施し、市民の皆様には海上自衛隊に対する御理解と御協力を得ることができるよう、今後も広報活動に力を注いでいきます。



大湊音楽隊演奏状況



函館出身の女性シンガー「暁月めぐみ」さんの熱唱



隊員が地元の踊り「イカ踊り」披露の説明

トピックス

を示すことができました。

北部方面隊では、今後も更に関係自治体等との連携を強化し、地域の特性に合わせた形での防災訓練や国民保護訓練などを実施することにより協力してまいります。



陸上自衛隊（第26普通科連隊）や消防の車両を搭載して進む海上自衛隊LCAC



訓練を視察する
浅田天塩町長と岩田北部方面総監（当時）



● 稚内分屯基地

航空自衛隊 稚内分屯基地



航空自衛隊稚内分屯基地は、日本最北端の宗谷岬から約35 km離れたノシャップ岬の先端、稚内市の中心部からは3.5 kmのところであり、大変便利のよいところに所在しています。分屯基地の敷地面積は117万m²（東京ドーム25個分に相当）で、その周囲の総延長は13.5 kmであり、レーダーサイトのある分屯基地の中では最大の広さです。

稚内市は、東はオホーツク海、西は日本海と周囲を海に囲まれ、西には礼文島と利尻島（標高1721 mの利尻山、通称＝利尻富士を有する）があります。また、サハリン（樺太）とは宗谷海峡を隔て宗谷岬から43 km、分屯基地のあるノシャップ岬から63 kmの位置関係にあり、晴れた日であれば、サハリン（樺太）クリリオン岬をくっきりと見ることができます。

稚内分屯基地は、昭和29年に創立し、今年で創立59周年を迎えましたが、現在でも昭和27年から47年にかけて駐留していた米軍の施設が当時の状態で残っているものもあり、歴史の面影をかいま見ることができます。また、毎年7月下旬に基地創立記念行事として一般開放を実施しております。記念行事の際には、自衛隊の装備品の展示、航空自衛隊の輸送ヘリコプター及び陸上自衛隊軽装甲機動車等の体験搭乗、偵察隊による偵察バイクに乗ってのアクロバティックな演技等、催し物がたくさんあります。

来年の創立60周年記念行事も創意工夫に努め皆さんをお出迎えしたいと思いますので、是非、基地創立記念行事にお越し下さい。



ノシャップ側から見た稚内分屯基地の風景



稚内分屯基地山頂(207m)から見た
サハリン(樺太)方向の風景

北海道には自衛隊等が使用する演習場・飛行場など、数多くの防衛施設が所在しています。

これらの防衛施設は自衛隊等の活動の基盤として、北海道はもとより我が国の平和を守る上で不可欠であり、そのため、周辺地域の皆様の理解と協力を得ながら円滑に使用していく必要があります。本誌では、防衛施設と周辺地域との調和を図るための様々な施策について、シリーズで御紹介しています。

■ 管理部業務 (その3)

今回は管理部施設管理課の主な業務について御紹介します。

施設管理課の主な業務 (国有財産の管理)

1 概要

当局は、国有財産法、防衛省所管国有財産取扱規則等の定めにより、当局管轄区域内における防衛省所管国有財産部局として、自衛隊等施設及び千歳飛行場や矢臼別演習場周辺の緑地帯（周辺財産）などの国有財産を管理しています。

当局の国有財産管理に関する業務管轄区域は、右図に示すように北海道を南北に貫く北見山地～大雪山系～日高山脈を境にして、東部と西部を本局と帯広支局で分担しています。それぞれの管轄区域面積は、本局が全道面積の約60%に当たる約50,534km²、帯広支局が全道面積の約40%に当たる約32,923km²となっています。

なお、帯広支局では、この業務を施設課が担当しています。

2 自衛隊等施設の財産の確認

自衛隊等施設を適正に管理するため、また、自衛隊等施設が不用となり廃止し、本局から国有財産の総合調整官庁である財務局に引継ぐため、自衛隊等施設を測量等調査し、正確な面積の把握、境界標の確認、隣接者から境界同意を求められたときの境界立会等の境界確認を行なっています。

3 国有財産台帳への登載

国有財産を管理するために国有財産台帳を作成しています。

国有財産の取得、所管換（省庁間の受渡し）、不用となった等の理由に基づく変動があった場合には、国有財産台帳に登載しています。

4 国有財産の使用許可（承認）

国有財産は、その目的等を妨げない限度において、国以外の者に対しては使用を許可し、各省各庁の長に対しては使用を承認しています。

使用を許可する具体的な例は、職員及び来庁者等のための利便施設等として、食堂、売店、自動販売機等の設置をしています。

設置にあたっては、透明性、公平性を確保し、また、使用許可を希望する者の経営状況などを十分調査した上で、公募により相手方を選定し使用を許可しています。

5 周辺財産の管理等

① 千歳飛行場周辺の自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域において本局が買入れた土地については、環境整備法^(注)第6条の規定に基づき、緑地帯等として整備し、管理しています。



本局管轄区域

帯広支局管轄区域

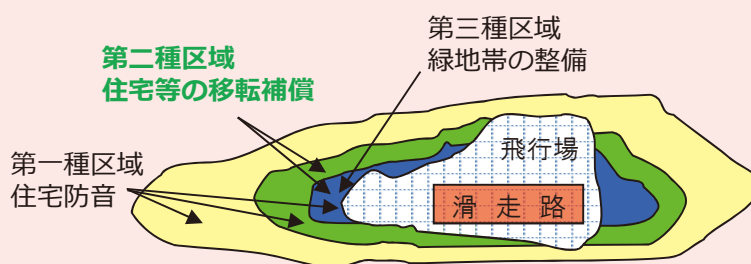
【境界確認等の例】



境界標の確認



土地の境界確認



② 周辺財産の整備及び管理については、地域の状況に応じた低木の植栽、良好な環境を継続的に維持するための草刈り等を行なっています。

③ 地方公共団体が花壇、広場等として周辺財産を使用する場合には、環境整備法第7条の規定に基づき、無償で使用を許可しているところですが、本年8月8日、環境整備法施行令第11条が改正（平成25年政令第235号）され、8月13日に施行されました。この改正により無償で使用できる施設の範囲を拡大しました。その概要は以下のとおりです。

（注）環境整備法：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令について

防衛施設周辺の第二種区域（※）において国が買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、国は、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができるとされている。

※ 自衛隊又は在日米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域

東日本大震災後の地方公共団体からの要望に鑑み、上記「政令で定める施設」の範囲を拡大するもの。

現行	改正後
一 花壇	一 花壇
二 種苗を育成するための施設	二 種苗を育成するための施設
三 駐車場	三 駐車場
四 消防に関する施設	四 消防その他の防災に関する施設
五 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設	五 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

※ 改正後の「消防その他の防災に関する施設」には、現行の「消防に関する施設」も含む。

「防災に関する施設」の具体例

一時避難場所、応急復旧等活動拠点、防災用備蓄倉庫、救援物資集積所、緊急時食料配給施設、自家発電施設、防災に関する教育訓練場など

【周辺財産の使用許可（無償）の例】



北海道防衛局 新幹部紹介



次長 杉本 正明

次長 杉本 正明

8月1日付けの人事異動で、北海道防衛局次長を拝命しました杉本です。旧防衛施設庁に採用になって35年の間には、北海道に何度も出張等で足を運んでおりましたが、この度、初めて北海道で勤務することとなりました。微力ではありますが、これまでの勤務の中で培ってきた知識と経験を生かしつつ、防衛省の様々な政策や基地問題などについての皆様の御意見等をしっかりと受け止め、皆様の御理解と御協力をいただきながら、防衛行政を執り行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

釧路市で防衛問題セミナー開催

テーマ：津波被害の特性と大規模災害への備え

北海道防衛局は、平成25年7月31日に釧路市の後援を得て釧路市生涯学習センターにおいて「津波被害の特性と大規模災害への備え」をテーマに、防衛問題セミナーを開催しました。

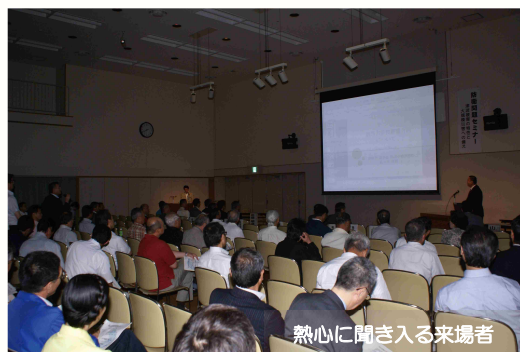
今回の防衛問題セミナーは、住民の皆様や自治体の方々が津波のメカニズムを知り、釧路市の津波避難計画について理解を深め、大規模災害に対する備えの必要性を認識していただくとともに、災害時の防衛省・自衛隊の役割について御理解いただくことを目的として開催したものです。

講演は、①防衛大学校 システム工学群建設環境工学科 嶋原（しぎはら）良典助教から「津波被害の特性」と題して津波の発生や伝播のメカニズム、津波被害の状況などについて、②釧路市 総務部 佐々木信裕 防災危機管理監から「釧路市津波避難計画について」と題して釧路市の津波防災対策について、③自衛隊 帯広地方協力本部長 山下 和敏 1等陸佐から「大規模災害への備え」と題して東日本大震災当時、第2施設群長として福島県において指揮をとっていた福島原発地区での活動状況、災害に対する心構えなどについて、それぞれお話ししていただきました。

また、当センター内において釧路市及び釧路駐屯地の協力により被災時に使用する生活関連物品や自衛隊の災害救助装備品の展示・説明を行いました。

会場には、地元釧路市のほか近隣の町から130名を超える方々が来場され、以下のような声が多く寄せられました。

- ①「地震・津波等のメカニズムが理解できた。」
- ②「釧路の地域特性と防災対策について理解が深まった。」
- ③「自衛隊の活動に力強さを感じた。」



☆各講演のポイント☆

●津波被害の特性（防衛大学校 嶋原助教）

- ・津波の波長、発生、高さ、速さ、力の定義と地形条件
- ・東日本大震災における重要な教訓
 - (1)ハザードマップ以上の津波は来ないという誤った解釈
 - (2)堤防があるから大丈夫、大きな被害は出ないという思い込み
 - (3)堤防が機能したかどうかによる被害規模の違い
- ・津波防災の心得
 - (1)短期的：自宅・職場・よく行く場所からの避難方法を各自が確立
 - (2)長期的：災害に強い街づくり（居住地域、工業地域のハザード対策）
防災意識の継続（避難訓練の継続・改善、堤防の役割と限界の理解）



●釧路市津波避難計画について（釧路市 佐々木 防災危機管理監）

- ・釧路市における津波対策基準の変更
500年間隔地震の津波から、最大クラスの津波を対象とした対策へ
- ・津波防災対策の概要
 - (1)津波避難計画の策定
 - (2)津波ハザードマップの作成
 - (3)災害情報伝達手段の多様化
 - (4)防災まちづくり拠点施設の整備



●大規模災害への備え（自衛隊 帯広地方協力本部長 山下 1等陸佐）

- ・福島原発地区における活動状況
 - (1)地震災害と津波災害における自衛隊の救出可能時間の違い
 - (2)20km圏内での御遺体、行方不明者の搜索活動
 - (3)3km圏内でのがれき撤去活動
 - (4)放射能防護服、マスクの機能性向上の必要性
- ・津波被害への備え
 - (1)1時間以内に行動できる北部方面隊による即応体制
 - (2)20m以上の津波を想定した道外部隊との連携
 - (3)実効性を高めた訓練の実施
(平成25年1月に北海道と行った災害対処指揮所訓練の状況)
 - (4)自主防災の重要性



北海道内の防衛施設

道場巡り ～北海道のへそ～ 上富良野演習場（上富良野町）

本シリーズは、日頃なかなか目に触れることの少ない防衛施設にスポットを当て、皆様に御紹介するものです。

陸上自衛隊上富良野演習場は、北海道中央部の上富良野町、中富良野町及び富良野市の1市2町にまたがり、上富良野駐屯地の東方約4.2 km、十勝岳の麓に位置し、東西約8km、南北約10kmの丘陵台地で、その全周は約46 km、広さは約42 km²の演習場です。

また、上富良野演習場の周辺には、演習場に隣接して多田弾薬支処などがあり、演習場の東部には、白樺、ナラ、カシワ、イタヤカエデ等の自然林が植生し、一部大雪山国立公園に指定されています。演習場内にある施設としては、廠舎2棟（500人収容可能）、給水所、厨房、浴場、汚水処理場等があり、現在、上富良野駐屯地業務隊が管理しています。さらに、演習場はほとんどが原野及び山林に隣接しておりますが、南西部には農家が点在しています。

この演習場の使用状況としては、年間を通じ主として第2師団隷下部隊に利用され、戦術行動訓練の他、特科火砲、迫撃砲、戦車、対戦車小火器及び各種小火器の射撃場として使用されています。

また、この演習場で平成24年度では年間約340日延べ約34万人の隊員が、練度向上のための厳しい訓練に励んでいます。



90式戦車



上富良野演習場



上富良野演習場近隣の施設



155mmりゅう弾砲



203mmりゅう弾砲



120mmりゅう撃砲

(写真提供：北部方面総監部)

防衛施設所在の首長さんからのメッセージ



上富良野町
向山富夫町長

上富良野町は、北海道のほぼ中央部に位置し、人口約11,600人、総面積約237km²で、東は大雪山国立公園大雪山系の十勝岳、西は夕張山系の山岳に囲まれ、そのすそ野の丘陵地には畑作地帯が、平坦地には田園地帯が広がり、その中心部に市街地があります。

「農業」「商工観光」「自衛隊」をまちづくりの3本柱に掲げまちづくりを行っており「ラベンダー発祥の地」でもあります。雄峰十勝岳は登山や山岳スキーのメッカとして知られ、良質で豊富な温泉も湧き出ております。また、農業も盛んで水稻やジャガイモ、玉ねぎ、豆類、ビート、メロン、カボチャ、とうもろこしなど豊富な種類の農作物が生産され、特産物ではビールの原料のホップと豚サガリ（豚の横隔膜の一部）も知られております。

観光スポットとして日の出公園をはじめとする

「かみふらの八景めぐり」等が人気です。

上富良野駐屯地が創立され58年が経過し、特科・戦車・ミサイル・業務隊・弾薬支処などの部隊が所存し約1800名の隊員が勤務され、また、第2師団の基幹演習場や日本有数の多田弾薬支処が設置されており、上富良野町は自衛隊と共に発展してきた町であります。

富良野地方6市町村（美瑛町・上富良野町・中富良野町・富良野市・南富良野町・占冠村）が一体となって、上富良野駐屯地の活動や隊員の皆さんの支援のため富良野地方自衛隊協力会が設立されており、地域一体となって共存共栄の地域づくりに取り組んでおります。



ラベンダー発祥の碑がある日の出公園

平成25年版日本の防衛（防衛白書）が刊行となりました！

小野寺五典防衛大臣は平成25年7月9日、閣議で平成25年版日本の防衛（防衛白書）を報告、了承を得ました。防衛白書は、わが国防衛の基本について国民の理解を深めるため毎年刊行しているもので、平成25年版で39回目の刊行となります。

今回の防衛白書では、北朝鮮によるミサイル発射や核実験の実施を含む挑発行為、中国によるわが国周辺海空域での活動の急速な拡大・活発化など一層厳しさを増すわが国周辺の安全保障環境、このような厳しさを増すわが国周辺の安全保障環境の中で国民の生命・財産とわが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため防衛省・自衛隊が行っている広範多岐に渡る取組を中心に起こっている事象や防衛省の分析、考え方や活動状況等を記述しているものであります。

平成25年版防衛白書は、書店等でお買い求め（1冊1,200円）いただけるほか、防衛省・自衛隊のウェブサイトで、閲覧することができます。



◆PDF版の閲覧及びデータのダウンロード（一括約58MB）はこちらから
 →<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2013/pc/2013/pdf/index.html>

◆スマートフォン向けのダイジェスト版の閲覧はこちらから
 →<http://www.mod.go.jp/sp/j/publication/wp/wp2013/sp/index.html>



平和を、仕事にする。

平成25年度 自衛官等募集



募集種目	自衛官候補生（男子）	高等工科学校生徒	
		推 薦	一 般
応募資格	18歳以上27歳未満の者	中学校等卒業（見込含む。） 17歳未満、成績優秀で学校長が推薦できる男子	中学校等卒業（見込含む。） 17歳未満の男子
受付期間	お近くの自衛隊地方協力本部へお問い合わせ下さい。	11月1日（金）～12月6日（金）	11月1日（金）～26年1月10日（金）
試験期日	札幌：11月30日（土）～12月1日（日）、12月3日（火） 函館：11月23日（土）～11月24日（日）、12月14日（土）～12月15日（日） 旭川：11月17日（日）～11月18日（月）、12月8日（日）～12月9日（月） 帯広：11月23日（土）～11月24日（日）、12月7日（土）～12月8日（日） ※採用予定数を採用した場合は、実施しない場合があります。	26年1月11日（土） ～1月13日（月） ※いずれか1日が指定されます。	1次：26年1月18日（土） 2次：26年2月1日（土） ～2月4日（火）
合格発表	試験終了後に通知されます。	26年1月17日（金）	1次：26年1月27日（月） 最終：26年2月21日（金）



札幌地方協力本部
011(631)5472



函館地方協力本部
0138(53)6241

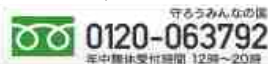


旭川地方協力本部
0166(51)6060



帯広地方協力本部
0155(23)2485

◆募集コールセンター



自衛官募集ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsd/j/jeikanbosyu/>

自衛官募集 検索



自衛官募集携帯サイト



10月～11月 道内自衛隊の主なイベント

(9月17日現在)

開催日	開催場所	イベント名	お問い合わせ
10月6日（日）	丘珠駐屯地	北部方面航空隊創隊・丘珠駐屯地創立60周年記念行事	丘珠駐屯地広報室 011-781-8321
10月19日（土）	ニトリ文化ホール	北部方面隊音楽まつり	北部方面総監部広報室 011-511-7116
11月3日（土）	恵庭市民会館	自衛隊記念日コンサート	北海道補給処広報班 0123-36-8611
11月27日（水）	だて歴史の杜 カルチャーセンター	第7音楽隊ファミリーコンサート	第7音楽隊 0123-23-2101